○農林水産省告示第千百三十六号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和八年八月六日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所				
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第87540号	汚泥肥料	高甫クリーン	須坂市	長野県須坂市大字須坂1528番地の1
輸第8826号	硫酸アンモニア	I－AS－2003	株式会社飯田商事	熊本県八代市郡築３番町12番地の４
輸第11935号	化成肥料	化成肥料14－14－14	株式会社飯田商事	熊本県八代市郡築３番町12番地の４
輸第12369号	化成肥料	有機入りみのり収穫281号	株式会社飯田商事	熊本県八代市郡築３番町12番地の４
輸第107285号	尿素	尿素	株式会社Perfect Partner	岡山県岡山市北区弓之町２番地107弓之町ビル407号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第千百三十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和八年七月八日付けをもって次の農薬を登録し、同法第十三条の規定により公告する。

令和八年八月六日　農林水産大臣　鈴木　憲和

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
25056	ポリオキシン水和剤	エコテクト水和剤	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一

○国土交通省告示第千三十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般財団法人福島宅建サポートセンターから代表者の氏名等を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年八月六日　国土交通大臣　金子　恭之

一　代表者の氏名の変更

変更前	佐藤　光代
変更後	福地　義久

二　役員の氏名の変更

変更前	加納　武志、丹治　寛智、阿部　光司、酒井　雅弘、福地　義久、塚原　広志、佐藤　光代、西條富美代、平塚與志一、吉野　政博、髙山　輝行
変更後	加納　武志、丹治　寛智、酒井　雅弘、福地　義久、塚原　広志、平塚與志一、吉野　政博、髙山　輝行、猪狩　雅宏、長沢　吉彦、髙橋　勇治

三　変更の年月日　令和八年六月五日

○中国地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
浜田市下府町一八二〇番二から益田市須子町ロ六八三番一まで	前	A 八・五～一三・四（メートル）	四七・一二七（キロメートル）	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C 九・四～三〇・〇（メートル）	四三・六八二（キロメートル）	
		A 八・五～一三・四（メートル）	四七・一二七（キロメートル）	
		B 九・四～三〇・〇（メートル）	四三・六八二（キロメートル）	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百八十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
山口県熊毛郡田布施町大字麻郷字米出三一九一番一から同町大字麻郷字米出三二〇〇番一まで	前	九・五九～一四・六五（メートル）	〇〇・〇四三（キロメートル）
	後	一二・三二～一四・六五（メートル）	〇〇・〇四三（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　中国地方整備局長　山本　大志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	浜田市三隅町岡見三二四番内一から益田市木部町イ一八三七番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年八月六日

○四国地方整備局告示第五十七号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年八月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年八月六日　四国地方整備局長　奥田　晃久

(一)　路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
阿南市下大野町渡り上り五六四番一から同市羽ノ浦町岩脇猪ノ谷八三番一まで	前	二一・二八～一五八・五七（メートル）	一・六三八（キロメートル）
	後	一七・九六～七五・二四（メートル）	一・六三八（キロメートル）

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所